

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 10 日現在

機関番号：35404

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2013

課題番号：24730049

研究課題名(和文) 課徴金制度の現代的課題とこれを克服する理論枠組みに関する総合的研究

研究課題名(英文) Research for Contemporary Agenda and Paradigm of the Surcharge System

研究代表者

伊永 大輔 (KORENAGA, DAISUKE)

広島修道大学・その他の研究科・准教授

研究者番号：10610537

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,600,000円、(間接経費) 480,000円

研究成果の概要(和文)：独占禁止法における課徴金制度は、昭和52年に導入されて以来、非裁量的で厳格な運用のもと利用されてきた。しかし、独占禁止法違反行為の国際化や企業グループの拡大、流通経路の複雑化・多様化などの社会的変化に対応できず、現行規定をそのまま適用するだけでは十分な抑止力を確保することが難しくなっている。

。このような現代的課題に対し、本研究では、事例分析により、法解釈によって対応できる事例は限られることを指摘する。その上で、同様の問題を抱えるEU競争当局における制裁金算定の実務と理論を明らかにすることにより、我が国における課徴金算定実務への示唆を述べた。

研究成果の概要(英文)： Since the Surcharge system of the Japanese Anti-Monopoly Law was introduced in 1977, the system has been used under un-discretionary and strict enforcement by the JFTC. However, it cannot respond to social change of internationalization of cartels, the expansion of enterprise groups, complication or diversification of distribution channels, etc., but the system is faced to difficulty of keeping sufficient deterrence.

My case analysis studies point out that the cases, which can respond to such modern problems by law interpretation, are restricted. And, I give suggestions to the practice of the surcharge system by clarifying the practices and theories of fining calculation in the EU competition authorities, which have the same problems.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・社会法学

キーワード：課徴金 独占禁止法 競争法 制裁

### 1. 研究開始当初の背景

独占禁止法における課徴金制度は、昭和 52 年に導入された後、その適用範囲を広げる数度の法改正を経て、公正取引委員会の最も効果的なエンフォースメントの一つに成長した。しかし、その根拠条文と解釈指針は複雑化の一途をたどる一方、課徴金制度に関する総合的な研究は影を潜め、場当たりの検討しかなされていない状況にある。

また、近時の独占禁止法改正により、不当利得の概念から離れた算定方式が取り入れられ、制度設立当初とは異なる趣旨によって制度が部分的に建て増しされている状態にあるため、状況はさらに複雑化しつつある。加えて、近年の国際カルテル事件に対する厳罰化の流れを受け、外国事業者に対して課徴金納付が命じられるようになってきたところ、企業グループを無視した法人格単位の賦課方式の限界や、日本市場に売上げを有しない違反事業者に対する課徴金算定の限界など、現行課徴金の制度疲労も明らかになってきている。

### 2. 研究の目的

本研究は、独占禁止法における課徴金制度の具体的な制度設計に関する総合的検討を行うことを目的とする。

平成 21 年独占禁止法改正後の課徴金制度は、不当な取引制限に対するもの、私的独占に対するもの、一部の不正な取引方法に対するものとあるが、その基本的性格は一貫していない。また、条文が過度に複雑化する一方、現代的な課題に対応しきれていないという問題もある。本研究では、立法趣旨や条文解釈とともに具体的事例を通して、これらの点を明らかにするとともに、課徴金による最適抑止力の発揮のためにクリアすべき法的論点を明らかにする。

### 3. 研究の方法

平成 24 年度は、主に 現行課徴金制度の基本的性格の整理を具体的に進め、その研究成果を随時学術誌等に発表しつつ、平成 25 年度は、課徴金による最適抑止力の発揮のためにクリアすべき法的論点を明らかにする作業を中心に計画を進めて行く。ただし、この作業は欧州でのインタビュー等も行う必要があり、継続的な文献調査も肝要であることから、必要に応じて、この作業と並行して平成 24 年度後半に行うことを予定している。本研究における具体的な作業は、全体として必要な資料・文献の収集作業から始まり、研究目的を達成するために必要な論点を整理し、これらを統合していく作業の中で、課徴金制度の具体的な制度設計について全容を明らかにしていくことを目的としている。したがって、まず一次資料を重要視するとともに、これまでに蓄積された先行研究を最大限活用していくことを前提としている。

したがって、平成 24 年度は、主に、現行

課徴金制度の基本的性格の整理を具体的に進めるとともに、欧州における文献調査や一次資料の収集等も継続的にフォローアップして行く。具体的には、事例等を通して実務上の問題を分析しつつ、立法趣旨や条文解釈を厳密に紐解く作業を行い課徴金制度導入以降の資料を丁寧に収集調査し、特に近年の法改正作業に携わった経験を活かして進める。

独占禁止法における課徴金制度は、我が国独自の法環境のもとで生まれ、発展してきたものであるが、先進各国の競争法には同様の金銭的法的執行手段が整備されており、それらの中には我が国課徴金制度以上に効果的・効率的に機能していると評価できるものもある。具体的には、我が国課徴金制度の法的課題に対し、欧州委員会が競争法の違反行為者に対して課す行政上の制裁金制度においてどのような対応をしているかを検討材料とする。すなわち、欧州委員会は制裁金の賦課に際してガイドラインに基づく算定を行っているが、具体的事実への当てはめ方や必要とされる算定の細則についてはガイドラインに明記されておらず、個々の事件処理と裁判例をもって具体化されるように設計されているところ、これらの規範を判例・文献を分析したり、関係者にインタビューを行うことによって明らかにする。

したがって、平成 25 年度は、主に、課徴金による最適抑止力の発揮のためにクリアすべき法的論点を明らかにする作業を中心に計画を進めて行く。具体的には、平成 24 年度に明らかにした我が国課徴金制度の限界に対して、EU における制裁金制度における具体的な規範や考え方を検討材料にして法的問題を浮き彫りにする。

### 4. 研究成果

(1) 課徴金の性格については、課徴金の賦課と罰金の科刑が二重処罰を禁止する憲法 39 条に違反するのではないかという論点をめぐって論じられてきた。ここでの議論の大勢は、違反があれば必ず課されること(非裁量性)、違反行為の抑止を目的としていること(抑止目的)の 2 つを主張するとともに、課徴金独自の性格として 課徴金は不当利得を剥奪するための制度であり制裁ではない、と主張することにより、二重処罰の禁止に抵触しないというものであった。

しかし、平成 17 年独占禁止法改正を皮切りに、不当利得の剥奪は課徴金の法的性格ではないとされ、代わりに、経済上の利得を納付させようとするのは課徴金算定の基本的考え方に過ぎないとの説明がなされるようになる。そうであるとしても、平成 21 年独占禁止法改正により不当廉売(独占禁止法 2 条 9 項 3 号)に対しても課徴金が導入されたが、原価割れの行為によって違反行為期間中に不当な利得が発生することはあり得ないことから、不当廉売としか構成できない事案

の場合には、違反行為による不当な利得は観念できないことと矛盾が生じる。もし不当廉売によって競争者が排除された後に競争水準以上に価格を引き上げることができ、そこで不当利得が発生するのだと考えるならば、それは市場支配力が形成・維持・強化されていると評価できるため、もはや当該行為は単なる不当廉売ではなく、より重大な排除型私的独占(同法2条5項)として課徴金の納付が命じられることになるはずである。

このように、課徴金の基本的性格は法改正を経て変遷してきていると考えられる。平成21年独占禁止法改正後の課徴金制度について、不当な取引制限(独占禁止法7条の2第1項)及び支配型私的独占(同条2項)、

排除型私的独占(同条4項)、共同の供給拒絶(同法20条の2)、差別対価(同法20条の3)、不当廉売(同法20条の4)、再販売価格拘束(同法20条の5)、優越的地位の濫用(同法20条の6)の4つに分類し、それぞれの基本的性格を整理した上で、その法的位置付けを明らかにしないまま場当たりの条文解釈を行うべきでないとする。

(関連する主な研究成果物として、後記5〔雑誌論文〕、〔学会発表〕〔図書〕、)

(2) 近年の国際カルテル事件に対する厳罰化の流れを受け、外国所在の違反事業者に対しても課徴金納付が命じられるようになってきたところ、法執行の国際化を視野に入れていなかった課徴金制度の制度疲労も明らかになってきている。たとえば、日本市場において売上げのない外国所在の違反事業者に対し、公正取引委員会は、排除措置を命じることはできても、課徴金納付を命じることはできないという問題や、部品カルテルの直接被害者が外国メーカーである場合に、国内に輸入された最終製品の価格引上げ効果を問題にして最終製品の売上額を課徴金基礎とすることができるのかという問題などが起きている。

国際市場分割カルテルとは、国境を越えて取引される商品役務について、国又は地域ごとに市場を分割し、各市場で支配的地位を有する事業者を割り当てる形態のカルテルであるが、このような行為に対しては、ハードコア・カルテルとして国際的にも厳正な競争法の執行が望まれている。しかし、我が国独占禁止法においては、外国事業者が日本市場に参入しない代わりに、他国又は他の地域の市場において支配的地位を得ることを合意した場合であっても、世界市場のような国境を越えた一定の取引分野を画定しなければ、日本市場において売上げのない当該外国事業者に対しては、排除措置を命じることはできるが、課徴金納付を命じることはできないというのが一般的な理解となっている。しかし、世界市場を認定することは容易でない。このような問題は、現実の事件処理において

も既に生じている。例えば、国際市場分割カルテルが問題となったマリノース事件においては、欧州委員会は外国事業者を含む10社に対して総額1億3151万ユーロの制裁金賦課を決定しているが、公正取引委員会は、このうち5社に排除措置を命じたものの、課徴金納付命令については国内の1社のみを対象としたにとどまり、外国事業者に対しては課徴金を課していない。この事件の処理については、国際市場分割カルテルに対する独占禁止法のエンフォースメントは諸外国と比べて不十分な面があるのではないかと、日本市場において売上げのない外国事業者について独占禁止法によるカルテル規制の実効性を確保することできるのかという指摘を生む背景となっているところである。

このように、昭和52年当時では想定していなかった重大な問題が課徴金算定の実務において生じているのであるが、これに対して公正取引委員会も有効な対処方法を講ずることができておらず、この点に関する研究は学術的にも進んでいないのが現状である。(関連する主な研究成果物として、後記5〔雑誌論文〕、〔学会発表〕、)

(3) 毎年のように過去最高額を更新するカルテル・談合に対する課徴金については論を待たず、これまで一度も審判で争われてこなかった優越的地位濫用についても、新たに課徴金賦課対象となった途端に全ての事件が審判請求されるなど、法的紛争を引き起こす材料ともなっており、課徴金制度をめぐる実務の進展は待たなしの状況にある。

優越的地位濫用の課徴金算定については、種々の問題が指摘できる。課徴金制度の在り方次第では、実質的に実体規定の要件解釈に大きな影響を及ぼすことがあり得るし、違反要件論が課徴金の算定規定の解釈にも影響を与え続けている。このことに鑑みれば、優越的地位濫用の問題は理論的側面と実務的側面の両面から問題解決にアプローチすべきであり、この点から法解釈が重視されるべきと考えられる。これらの観点から、優越的地位濫用の実体要件と課徴金算定方法について検討し、ある程度の解明を果たしたが、今後の研究課題も明らかになることとなった。この点に関しては、研究成果を受け継ぎ、今後の研究を進展させていきたい。

(関連する主な研究成果物として、後記5〔雑誌論文〕、〔学会発表〕、〔図書〕、)

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計9件)

伊永大輔「EU競争法における制裁金算定の理論と実務」法学研究87巻3号(頁未定)(査読無)2014年発行確定

伊永大輔「課徴金算定における主導的役割の適用事例—東電・関電発注送電工事談合事件」ジュリスト 1467 号 4～5 頁（査読無） 2014 年

伊永大輔「排除型私的独占の成立要件とその認定手法に関する考察」修道法学 36 巻 2 号 39～63 頁（査読無） 2014 年、[https://shudo-u.repo.nii.ac.jp/?action=repository\\_uri&item\\_id=2136&file\\_id=18&file\\_no=1](https://shudo-u.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=2136&file_id=18&file_no=1)

伊永大輔「排除型私的独占の認定手法と価格損害—ニプロ事件独禁法 25 条訴訟」ジュリスト 1457 号 106～109 頁（査読無） 2013 年

伊永大輔「企業結合規制における問題解消措置」ジュリスト 1451 号 40～46 頁（査読無） 2013 年

伊永大輔「シェアカルテルの競争制限効果と対価要件該当性—ダクタイル鋳鉄管事件」ジュリスト 1439 号 111～114 頁（査読無） 2012 年

白石忠志・長澤哲也・伊永大輔「〔鼎談〕優越的地位濫用における実務的課題」ジュリスト 1442 号 16～32 頁（査読無） 2012 年

伊永大輔「再販売価格の拘束の要件—ハマナカ毛糸事件」ジュリスト 1440 号 267～268 頁（査読無） 2012 年

伊永大輔「EU における制裁金の算定方法とその賦課対象者の選定」公正取引 737 号 9～15 頁（査読無） 2012 年

〔学会発表〕(計 8 件)

伊永大輔「不公正な取引方法における課徴金算定の構造と課題」関西経済法研究会、2013 年 11 月 2 日、公正取引委員会近畿中国四国事務所（大阪）にて

伊永大輔「欧州委員会による競争法違反行為に対する制裁金算定手法」慶應法学会 2013 年度研究大会、2013 年 6 月 15 日、広島修道大学（広島）にて

伊永大輔「近年における経済法の重要論点について」大学裁判所合同研究会（広島高等裁判所） 2013 年 6 月 10 日、広島高等裁判所（広島）にて

伊永大輔「ナイガイ対ニプロ事件（独禁法 25 条訴訟）評釈」独禁法審判決研究会、2013 年 5 月 24 日、関西学院大学丸の内キャンパス（東京）にて

伊永大輔「排除型私的独占の競争弊害と損害の認定」東京経済法研究会、2013 年 4 月 13 日、立教大学（東京）にて

伊永大輔「優越的地位濫用の成立要件と課徴金算定の課題」実務競争法研究会、2013 年 4 月 5 日、北浜法律事務所（大阪）にて

伊永大輔「国際市場分割カルテルにおける不当な取引制限の要件と課徴金の算定方法」東京経済法研究会、2013 年 1 月 12 日、立教大学（東京）にて

伊永大輔「優越的地位濫用の法的・実務的課題」北海道大学 G-COE セミナー（経済法研究会・競争法研究会） 2012 年 12 月 8 日、北海道大学（北海道）にて

〔図書〕(計 2 件)

白石忠志・多田敏明（編著）伊永大輔ほか『論点体系 独占禁止法』第一法規、2014 年 6 月刊行予定、計 38 頁（「第 7 条」「第 20 条」～「第 20 条の 7」の執筆担当）

菅久修一（編著）品川武・伊永大輔・原田郁『独占禁止法』商事法務、2013 年、計 119 頁（77～106 頁、107～181 頁、320～333 頁）

〔産業財産権〕

出願状況（計 件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況（計 件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

伊永 大輔 (KORENAGA, DAISUKE)  
広島修道大学大学院法務研究科・准教授  
研究者番号：10610537

(2) 研究分担者

( )

研究者番号：

(3) 連携研究者

( )

研究者番号：